

## 法人課税編

本レポートは、税制の動向を知りたいと考えている方を対象として、平成29年12月22日に閣議決定された「平成30年度税制改正の大綱の概要」から、法人税に関する内容を紹介しています。

今回の法人課税は、

- ①「賃上げ・生産性向上」と
- ②「競争力の強化等」

に重点を置いた改正内容です。本レポートでは第1章で賃上げ・生産性向上に関連する「所得拡大促進税制の改組」について、第2章で「競争力の強化等」について、その内容を概観します。

### 1章 所得拡大促進税制の改組

改組の内容は、「①設立事業年度は対象外とする」、「②基準年度ベースによる増額の廃止」、「③計算の基礎となる継続雇用者の範囲を見直し等」（当期及び前期の全期間の各月において給与等の支給がある雇用者で一定の者）した上で、大企業と中小企業とで、要件及税額控除に差異を設けています。

適用は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度です。

#### (1)大企業の適用要件と税額控除

適用要件は、

- ①平均給与等支給額が対前年度比3%以上の増加、かつ、
- ②国内設備投資額が当期の減価償却費の9割以上であること。

一方、税額控除は、法人税額の20%を限度として、①給与等支給額の対前年度増加額の15%、さらに、当期教育訓練費の増加額が前期・前々期の教育訓練費の平均1.2倍を満たす場合には、控除率を5%上乗せし、20%とする。

なお、3年間（上記適用期間）の措置として、前年度の所得を上回っているにもかかわらず、

- ①当期の平均給与等支給額が前年事業年度の平均給与等支給額を超えていない、かつ、
- ②国内設備投資が当期償却費の1割の金額を超えていない、場合には、

研究開発税制その他一定の税額控除の規定を適用しないと、としています。

なお、大企業とは、中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く）又は農業協同組合等以外の法人です。

#### (2)中小企業の適用要件と税額控除

適用要件は、平均給与等支給額が対前年度比1.5%以上の増加であること。

一方、税額控除は、法人税額の20%を限度として、

- ①給与等支給総額の対前年度増加額の15%、
- ②さらに、平均給与等支給額が対前年度2.5%増加し、かつ、教育訓練費増加（前年の1.1倍）等の要件を満たす場合には、控除率を10%上乗せし、25%とする。

なお、教育訓練等（大企業・中小企業共通）とは、国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるための一定の費用です。

## 2章 競争力強化のための税制措置

### (1)株式を対価とする株式等の譲渡(株式対価TOB)に係る譲渡損益課税の繰延べ

現行の税制では、被買収会社の株主が買収会社の自社株式を対価とする買収に応じ、保有する株式等を買収会社に交付（譲渡）した場合、そこには金銭の交付はなく、実質は株式の交換であり、その交換は株式等の譲渡に該当するため、被買収会社の株主に株式の譲渡損益課税が生じます。

この税制が、企業外の経営資源、技術等を取り込み、特定の事業の再編等を迅速に進めていく上で弊害となっていました。

そこで、今回の改正で、特別事業再編（自社株式を対価とした公開買付けなどの任意の株式等の取得）による株式等の交付（譲渡）について、その交付に応じた株主に対する譲渡損益に係る課税を繰延べ、とする特例を創設しています。

なお、この特例は、産業競争力強化法の特別事業再編計画（仮称）の認定を同法の改正法の施行の日から平成33年3月31日までの間に受けた事業者の株式の取得の対価として、保有する株式等を交付（譲渡）した株式等に適用されます。

### (2)組織再編税制における適格要件の見直し

スピンオフの実施円滑化のため要件緩和の改正が行われています。具体的には、完全支配関係がある法人間で行われる当初の組織再編成の後に適格株式分配を行うことが見込まれている場合の当初の組織再編成の適格要件のうち完全支配関係の継続要件について、その適格株式分配の直前の時までの関係により判定する、としています。

また、事業再編を円滑にするため、当初の組織再編成の後に完全支配関係がある法人間での従業者又は事業を移転することが見込まれている場合にも、当初の組織再編成の適格要件のうち従業者従事要件及び事業継続要件を満たす、とする要件緩和の改正も行われています。

その他、無対価組織再編成についても、適格となる類型の見直し、非適格の場合の処理方法の明確化を掲げています。

### (3)その他の項目

①収益の認識基準等については法令上明確化する、

②返品調整引当金制度及び長期割賦販売における延払基準の選択制度を廃止する。

いずれも経過措置が講じられています。

## 3章 関連情報

### (1)大企業の範囲について

資本金1億円以下であっても、事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度（基準年度）の所得の所得金額が15億円を超える法人は、所謂、適用除外事業者となり、法人税等の適用に関しては中小企業ではなく大企業の範疇に入ります。平成29年度税制改正で規定されたものです。

（大綱73頁）

## (2)教育訓練費の一定の費用とは

- ・その法人が教育訓練等（教育、訓練、研修、講習その他これらに類するものも含む）を自ら行う場合の外部講師謝金、外部施設等使用料等の費用
- ・他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合のその委託費
- ・他の者が行う教育訓練等に参加させる場合のその参加に要する費用

（大綱 7 1 頁）

## (3)中小企業の所得拡大促進税制の給与等支給増加額の

### 25%の税額控除の要件について補足

教育訓練費の額前年の 1.1 倍以上の他に、その事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その経営力向上計画に従って経営向上が確実に行われるものとして証明された場合にも適用があります。もちろん、前事業年度より平均給与等支給額の増加割合が 2.5%以上であることが前提です。

（大綱 7 3～7 4 頁）（所得拡大促進税制：7 0～7 4 頁）

## (4)情報連携投資等の促進税制の創設

生産性向上の実現のためとして、情報連携投資等の促進に係る税制を創設しています。具体的には、一定のセキュリティ対策の下、データ連携・利活用により生産性を向上させる取組について、それに必要なソフトウェア、機械装置、器具備品等の取得に対して、特別償却 3 0 %又は税額控除 3 %（賃上げを伴う場合は 5 %）の創設を掲げています。

但し、最低投資額合計 5, 0 0 0 万円です。なお、事業者は、一定の事業計画を作成し、主務大臣の認定が必要です。

適用期限は、臨時措置法（仮称）の制定施行日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで間に取得し事業の用に供したときです。

（大綱 7 1～7 2 頁）

## (5)事業買収を行う法人との株式交換による株式の譲渡損益課税の繰延べについて

大綱では、特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例の創設となっています。

その内容は、産業競争力強化法の特別事業再編（仮称）により、その有する株式（出資を含む）を譲渡し、その認定を受けた事業者の株式の交付を受けた場合には、その譲渡した株式の譲渡損益の計上を繰延べる、とするものです。所得税についても同様な取扱いとなっています。

（大綱 7 5 頁）

## (6)組織再編税制における適格要件の見直しについて

いわゆる無対価組織再編についても、適格組織再編となる類型の見直しを行うとともに、非適格組織再編となる場合における処理の方法を明確化する、としています。

（大綱 7 5 頁）

## (7)収益の認識基準等の明文化、返品調整引当金制度の廃止、長期割賦販売等における延払基準の選択制度の廃止

（大綱 9 0 頁）

## (8)交際費等の損金不算入制度の適用期限を2年延長する

接待飲食に係る損金算入の特例及び中小法人に係る定額 8 0 0 万円までの損金算入の特例

